

規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発（調査）  
に係る公募要領

2020年1月31日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部

### 【受付期間】

2020年1月31日（金）～2020年3月2日（月）正午（アップロード完了）

### 【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4.提出書類の提出(3)提出書類」）のアップロードを行ってください。
- Web 入力フォーム：  
<https://app3.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=1844>
- 他の方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）による提出は受け付けません。
- 再提出は受付期間内なら何度でも可能です。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は、差分ではなく、全資料を再提出してください。
- 送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- アップロードファイル名は、半角英数字としてください。
- アップロードするファイルは、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。

規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発（調査）に係る公募について  
(2020年1月31日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記調査事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。

本調査は、令和元年度の政府補正予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

## 1. 件名

規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発（調査）

## 2. 調査内容

### (1) 背景

AI（人工知能：artificial intelligence）やセンシング技術等、デジタル技術が急激に進歩しています。この技術を活用して、既存の規制の枠組みを再検討しようとする規制の精緻化に関して、政府において積極的な取り組みがなされています。例えば、高圧ガス保安法では、IoT、ビッグデータ（常時監視データ）の活用等により高度なプラント保安を行う事業所をスーパー認定事業所と認定し、プラントの連続運転期間を通常より長く認めるほか、定期検査を大幅に合理化（1年ごと→最大8年）したり、金融・決済関連法制では、割賦販売法において技術やデータを活用した与信審査の手法を許容するなど、与信イノベーションを促進することで消費者保護の精緻化するなどの動きが見られます。

成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）において、デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化を進める旨が示されました。また、成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）では、「デジタル時代に適した規制を実現する観点から、「アーキテクチャー」を活用した検討を行い、与信等に関する消費者保護や安全確保などの分野において、2019年度内にデジタル技術やデータを活用した規制の見直しを検討する」と記載されています。かかる閣議決定された成長戦略も踏まえ、令和元年10月3日の未来投資会議において、「第4次産業革命時代の規制改革」について議論が行われ、総理から関係閣僚に対して、「AIによるビッグデータ分析の進展などにより、画一的な方法によらない規制制度を構築できる可能性が広がっています。このため、モビリティ、金融、建築の3分野を中心に、中長期的な観点から、将来の規制像の在り方の検討を開始することになります。本会議に、専門の会合を設置し、そして経済再生担当大臣を中心に、金融担当大臣、そして、国土交通大臣はしっかりと協力していただき、検討を進めていただきたいと思います。」との指示が出ました。

以上より、デジタル技術の進化を踏まえつつ、調査を通じて、引き続き規制の精緻化が可能な分野の拡大を検討するため、本調査を実施します。

### (2) 目的

AI等のデジタル技術を活用し、規制の精緻化に係る研究開発を行うことにより産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、合理的な事業活動の実現や新産業創造につなげることを目的とします。

なお、調査の分野としては、AI等のデジタル技術による先端的な技術・手法の開発が、消費者保護や安全確保に資する分野として特に期待される、モビリティ、金融、建築の3分野に加え、さらなる規制の精緻化のための調査とします。

### (3) 調査内容と公募の範囲

2.(2)「目的」に示したとおり、(a)モビリティ、(b)金融、(c)建築の3分野に加え、(d)さらなる規制の精緻化を調査の対象分野とします。以下の調査項目(a-1)、(b-1)、(b-2)、(c-1)、(c-2)、(d-1)への提案を公募します。提案者は、研究開発計画(別紙0)の内容も踏まえるとともに、実施しようとする一の調査項目を提案してください。複数の調査項目への提案も可能ですが、調査項目ごとに提案してください。

#### (a)モビリティ分野

調査項目(a-1)「AIを活用した自動車の完成検査の精緻化・合理化に係る調査」

#### (b)金融分野

調査項目(b-1)「プロ投資家対応・金融商品販売における高齢顧客対応に係る調査」

調査項目(b-2)「マネー・ロンダリング対策に係る調査」

#### (c)建築分野

調査項目(c-1)「高精度センサーを用いたエレベーターの定期検査に係る調査」

調査項目(c-2)「建築確認検査等への新技術活用に関する調査」

#### (d)さらなる規制の精緻化

調査項目(d-1)「さらなる規制の精緻化のための調査」

調査項目(a-1)、(b-1)、(b-2)、(c-1)、(c-2)、(d-1)に関する仕様書は、それぞれ別紙1、2-1、2-2、3-1、3-2、4のとおりです。提案にあたっては、必ず対応する仕様書を確認してください。

### (4) 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第2号

## 3. 応募要件

次のa.からc.までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とします。

- a. 当該技術又は関連技術についての調査/事業実績を有し、かつ、調査/事業目標の達成及び調査/事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- c. NEDOが調査/事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

## 4. 提案書類の提出

### (1) 提出期限

**2020年3月2日(月)正午アップロード完了**

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひ御登録いただき、御活用くだ

さい。

メール配信サービスの御登録： <https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先

web 入力フォーム

<https://app3.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=1844>

(3) 提出書類

- ・ 提案書（別添 1）
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添 2）
- ・ 会社経歴書（NEDO と過去 1 年以内に契約がある場合を除く）
- ・ 直近の事業報告書
- ・ 直近 3 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
- ・ NEDO が提示した契約書（案）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書を添付してください。

調査委託契約標準契約書

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2019\\_3yakkan\\_chousa.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2019_3yakkan_chousa.html)

(4) 提出方法

- ・ 以下の①～⑧の情報を入力いただき、⑨をアップロードしてください。
  - ① 提案者の法人名称
  - ② 提案者の法人番号
  - ③ 担当者所属・役職
  - ④ 担当者氏名
  - ⑤ 担当者氏名ふりがな
  - ⑥ 担当者電子メールアドレス
  - ⑦ 担当者電話番号
  - ⑧ 担当者連絡先住所
  - ⑨ 提出書類（4. 提出書類の提出（3）提出書類）
- ・ ①～⑧について、複数法人等による提案の場合、代表法人の情報のみを記載してください。
- ・ 再提出は受付期間内なら何度でも可能です。
- ・ 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は、差分ではなく、全資料を再提出してください。
- ・ 送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ アップロードファイル名は、半角英数字としてください。
- ・ アップロードするファイルは、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。

#### (5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 別添 1、別添 2 は、日本語で記載してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 提出書類は、返却しません。
- ・ 採択の審査は、受理した提出書類に基づいて行いますが、必要に応じてプレゼンテーション資料に基づくヒアリングを行う場合もあるため、プレゼンテーション資料やその他追加資料の提出を求める場合があります。
- ・ 提出書類は、採択の審査のみに使用します。

#### 5. スケジュール

2020 年

1 月 31 日： 公募開始

※公募開始から公募締め切りの間、説明会を開催（「6.説明会の開催」参照）

3 月 2 日正午： 公募締め切り

3 月下旬（予定）： 採択審査委員会（外部有識者による審査）

4 月上旬（予定）： 契約・助成審査委員会

4 月中旬（予定）： 委託先決定

4 月下旬（予定）： 公表（プレスリリース）

6 月下旬（予定）： 契約

#### 6. 説明会の開催

説明会を開催し、提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明します。提案資格として出席を義務付けるものではありませんが、応募を予定される方は可能な限り出席してください。日程、会場は、本プロジェクトに関する web ページに掲載されています。ご確認の上、事前に参加申し込みを行ってください。なお、本説明会は日本語で行います。

本プロジェクトに関する web ページ

[https://www.nedo.go.jp/koubo/CD2\\_100203.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/CD2_100203.html)

#### 7. 委託先の選定

##### (1) 審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

##### (2) 審査基準

- a. 調査の目標が NEDO の意図と合致していること。
- b. 調査の方法、内容等が優れていること。
- c. 調査の経済性が優れていること。
- d. 関連分野の調査等に関する実績を有すること。
- e. 当該調査を行う体制が整っていること。
- f. 経営基盤が確立していること。
- g. 当該調査等に必要な研究員等を有していること。

- h. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- i. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）

## 8. 留意事項

### (1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

#### 【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

- (2) 提案は、一企業等の単独、又は複数企業等の共同のいずれでも結構です。また、部分提案（調査内容の一部のみを実施する提案）は受け付けませんが、委託先選定に係る審査の結果、調査範囲を指定し、複数者に委託する場合があります。

### (3) 再委託を行う場合

提案書（別添 1）に、「再委託の理由及びその内容」を記載してください。

### (4) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

### (5) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト [http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijyutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijyutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ウェブサイト

- a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。  
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。  
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(6) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
  - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
  - v. N E D O は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. N E D O における研究不正等の告発受付窓口

N E D O における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)へリンク>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(7) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添 3 のとおり、N E D O との関係に係る情報を N E D O のウェブサイトで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

#### (8) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制<sup>\*</sup>が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づき経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>  
（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 9. 問い合わせ

本プロジェクトに関する質問等は、説明会に加え、公募期間中、以下の web 入力フォームにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

web 入力フォーム

<https://app3.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=1848>

## 関連資料

別紙 0: 研究開発計画（※本研究開発計画中の「管理法人」とは NEDO を指します。）

別紙 1、別紙 2-1、別紙 2-2、別紙 3-1、別紙 3-2、別紙 4：仕様書

別添 1：提案書

別添 2：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

別添 3：契約に係る情報の公表